

職員の懲戒処分について（平成31年3月教育委員会議定例会）（議案第44・45号関係）

No.	No.1	No.2
処分年月日	平成31年3月20日	平成31年3月20日
処分の種類	減給1月	戒告
処分の理由	生徒への不適切な言動及び体罰	安全運転義務違反（軽傷事故）
	<p>（事件・事故の概要） 平成20年11月頃、体育教官室において顧問を務める運動部の部員が遠征を無断欠席したことについて指導する際、当該部員に対し、「お前のような人間が大人になると社会を駄目にする」等の言動を行うとともに、鍵を壁に投げ付け、机を拳で叩く行為を行った。</p> <p>また、同年7月頃から平成21年2月頃までの間、同部の指導において当該部員を含む複数の部員に対し、「お前は駄馬だ」等の不適切な言動及び平手打ちの行為を行った。</p>	<p>（事件・事故の概要） 平成30年10月5日（金）午後3時頃、勤務を終え、普通乗用自動車を運転して帰宅の途上、奥州市水沢真城地内の道路において、前方左右を注視せず、対向車線にはみ出し、対向車に自車を衝突させ、相手方に全治約3週間の胸骨骨折等の傷害を負わせた。</p>
事実発生日 年 月 日	平成20年7月頃から平成21年2月頃まで	平成30年10月5日（金）
被処分者の 年 齢	40歳代	50歳代
被処分者の 性 別	男性	女性
被処分者の 所 属	県立高等学校	県立学校
被処分者の職	教諭	非常勤職員
備 考	盛岡教育事務所管内	県南教育事務所管内